○農林水産省告示第千九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字木之口三八六の四、三八六の一四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木之口三八六の四・三八六の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字飯干一〇二三の五、一〇二三の八、一〇二四の三、一〇二四の三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字飯干一〇二三の五・一〇二三の八・一〇二四の三・一〇二四の三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町三川内字槙鼻平五三一四の二五、字小長谷五三一五、字板ケ平五四四七、字小野之谷五六六七の三〇、五六七四の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町三川内字向板ケ平四九五五の六、四九五五の一四、四九五五の二二、四九七七、字八重山五〇二四の九、五〇二四の四六、五〇二四の四七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市須木内山字東ノ前五二〇三の一〇、五二〇三の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東ノ前五二〇三の一〇・五二〇三の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百六十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年三月二十三日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－329	ホンダ　JB　K－MD38	オートバイ	ホンダ　M　D38E	0.249	Thai Honda Manufacturing Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chalongkrung Rd., Lamplatue, Ladkrabang, Bangkok

○国土交通省告示第八百六十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十四年三月二十三日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－330	ホンダ　JB　K－KF12	オートバイ	ホンダ　K　F12E	0.152	Thai Honda Manufacturing Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chalongkrung Rd., Lamplatue, Ladkrabang, Bangkok